

専決処分の承認について（訴えの提起）

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，その承認を求める。

2016年（平成28年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により，訴えの提起を次のとおり専決処分する。

2016年（平成28年）11月16日

藤沢市長

鈴木恒夫

訴えの提起について

本市は，次のとおり上告を提起し，及び上告の受理を申し立てる。

1 第二審事件名

東京高等裁判所平成28年（ネ）第532号

損害賠償請求控訴事件

2 当事者

上告人兼申立人 藤 沢 市

代 表 者 市 長 鈴 木 恒 夫

3 事件の概要

- (1) 本市は、被上告人からなされた、同人が所有する建築物の敷地に接続する土地に係る建築基準法上の道路の該当性についての照会に対し、2011年（平成23年）3月31日に建築基準法上の道路に該当しない旨を回答した。
- (2) 被上告人が提起した、当該土地が建築基準法上の道路であることの確認を求める訴訟（横浜地方裁判所平成23年（行ウ）第48号）について、2012年（平成24年）9月26日に当該土地に同法上の道路とする効果を有する道路指定処分が存在する旨の判決が言い渡され、当該判決が確定した。
- (3) 被上告人が提起した、(1)の回答により被った損害として540万円の賠償を求める訴訟（横浜地方裁判所平成26年（ワ）第2752号）について、2015年（平成27年）12月18日に請求を棄却する旨の判決が言い渡された。
- (4) 被上告人が提起した、(3)の判決に対し控訴した訴訟（東京高等裁判所平成28年（ネ）第532号）について、2016年（平成28年）11月2日に判決が言い渡された。

4 判決の内容

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
 - ア 被控訴人は、控訴人に対し、金300万円及びこれに対する平成24年10月11日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。
 - イ 控訴人のその余の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを5分し、その2を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- (3) この判決の1アは、仮に執行することができる。

5 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

6 上告受理申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

7 管轄裁判所
最高裁判所

提案理由

損害賠償請求控訴事件について上告の提起及び上告受理の申立てを専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求める必要による。